

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音・録画補償金制度の見直しを求める。
法改正を必要とする理由	<p>著作物等を複製できるデジタル機器、記録媒体の飛躍的な性能向上と、それらを代替あるいは凌駕し得る性能を有するパソコンの出現、普及により、著作権法上の権利制限の規定では想定されていないような形態による私的複製の実態が急激に蔓延している。現在補償金の対象になっていないパソコンやそれらの周辺装置、メディア等を用いた私的録音・録画は拡大する一方であり、著作権者らは、経済的に著しい不利益が一方的に発生し、累積してゆく異常事態を拱手傍観するほかない状況にある。</p> <p>その最大の理由として、そうした録音用パソコンソフト、パソコン、周辺機器、データメディアなど、私的録音・録画に利用されている様々な「手段」が、現行制度において補償金の対象としている「機器」「媒体」には当てはまらないものとなっている点が指摘できる。また現行制度でも、機器や媒体の変遷に対応するべく、補償金の対象となる機器や媒体を政令で定めることになっているが、様々な見直しに要する関係者間の協議のための時間が長引くことにより事実上機能せず、著作権者らの補償金を求める権利は事実上無視され、空洞化された状態にある。</p> <p>以上の観点から、①補償金の対象とされる「機器」「媒体」の制約を廃止し、私的複製に使用される「手段」を広く補償金の対象とすること、さらには、②政令で補償金の対象を決定することを廃止して、第三者機関等により迅速に決定されるよう変更すること、以上二点に関して法改正を要望する。</p>
改正条項及び内容	著作権法第30条2項及び関連する規定について、必要な見直しを行う。
団体名	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音補償金制度を実効あるものとする。
法改正を必要とする理由	<p>私的録音補償金対象外の機器・記録媒体（データ用 CD-R/RW、携帯型デジタル音楽プレーヤー等）による大量の音楽録音実態が生じているにもかかわらず、補償金制度が適用されていない現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものと考えます。</p> <p>今後さらに各種のコピー機器・記録媒体が登場してくるものと思われる、迅速な政令指定が行われなければますます形骸化が進むこととなりますが、それ以前に、まず、現在、私的録音補償金対象外となっている機器・記録媒体（データ用 CD-R/RW、携帯型デジタル音楽プレーヤー等）を指定できるよう法律改正する必要があります。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第30条第2項、第104条の4等の改正</p> <p>(骨子)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 携帯型デジタル音楽プレーヤー等私的録音に供されていることが明らかなものを補償金の対象とする(機器と記録媒体が一体となっているため、補償金の対象とするために政令改正のみで対応可能か、法律改正が必要か明らかでないことから、要望として記載しました)。 2. データ用 CD-R/RW など大量の音楽録音の実態があるものを補償金の対象とする(日本レコード協会の調査では、昨年度約2億5800万枚のデータ用 CD-R/RW が音楽録音に使われています)。
団体名	社団法人音楽出版社協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。
法改正を必要とする理由	平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 30条2項 他
団体名	全日本音楽著作権家協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。
法改正を必要とする理由	平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 30条2項 他
団体名	全日本児童音楽協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>私的録画補償金制度は平成4年の改正により定められたが、当時の状況に比し、10年以上を経た現在のデジタル技術は格段に進み、しかも法改正時には予想できなかったほど進歩のテンポは速い。それらの技術を駆使した私的録音録画の態様も大きく変わり、現行の規定では権利保護は必ずしも充分にはカバーできない問題点が出てきている。さらに、個人に向けてのサービスに関する今後の技術の進歩を考えれば、権利者への対価を保証する補償金制度をより充実させ、技術の実態に合わせられるよう、先を見通した法改正の必要に迫られていると考える。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行の私的録音録画補償金制度において、実態に合わないと考えられる問題点を2点取り上げたい。一つは、補償金対象の機器が、録画の場合、録画専用機器とされ、汎用機器は含まれないとされていることである。ここで述べる汎用機器とは、パソコンに関するデジタル技術の急速な進歩により、テレビの視聴はもちろん、テレビ番組の録画、番組の編集、DVDディスクへのダビングが1台で可能となっているパソコンのことである。しかもこういったパソコンの録画可能の記録容量は数百時間分にも達している。近年はデジタル処理技術の進歩によって大手メーカーの製造するデスクトップ型パソコンの95～100%がテレビ搭載の製品であり、このような製品が「テレパソ」と称されて、幅広い年代層に支持されているという。</p> <p>いまやパソコンは、録画をするときは録画機能を100%活かすことができ、その機能を利用する限りにおいてはデジタルビデオレコーダーとなんら変わるところはない。汎用機器とはいえ、録画機能を限りなく取り込んでおり、「本来の機能に附属する機能」とはなにか、定義付けることも、区別することもできないのが現在のパソコンである。この実態を見れば、特定機器を録画専用機器のみとするには無理がある。私的使用を目的とする私的録音・録画をする者に補償金支払いを義務付けている制度の趣旨から言えば、私的録音・録画の目的を果たすことのできるパソコンを除外する理由はない。パソコンの汎用機器としての汎用性はあるにしても、それを理由に補償金対象ではないとする議論は、もはや成り立たないだろう。機能の拡充自体が補償金対象の蓋然性を拡大させたのである。機能及び蓋然性について、補償金支払いの前提条件は整っているのではないか。現状では権利者に不利益になっていることは明らかだと考える。補償金制度の面から見ると、パソコン自体が補償金対象の中に入り込んできているといった方が実態を的確に捉えた言い方であ</p>

	<p>ると言えないだろうか。さらに言えば、録画専用機器にのみ補償金の支払いをしているユーザーへの不公平の点も指摘できる。パソコンにとどまらず、その他、デジタル方式の録音録画ができるハードディスク装置を搭載する機器についても、視野に入れた対応を考えなければならない。</p> <p>もう一つは特定機器・特定記録媒体を政令で指定している点である。現行では、機器・媒体とも製品の機能を技術的に抽出した表現で対象を特定しているが、このやり方は製品が発売されてからメーカーあるいはメーカー団体の協力を得ながら政令の内容を作成してゆくという方法であり、その上法制局の審査があつて、時間がかかり過ぎてしまい、現実的ではない。現に平成12年夏に発売されているハードディスクビデオレコーダーは、メーカー自身が補償金対象製品であることを認めているにもかかわらず、未だに指定されていない。技術的な問題点が整理されていないというのがその理由だが、現行の政令指定のあり方では解決できないままである。</p> <p>また最近では、BRD（ブルーレイディスクレコーダー）が昨年初めて発売され、本年も別のメーカーから発売されている。来年には異なる技術規格のHD DVDの発売が予定されているという。いずれもデジタルビデオレコーダーであるが、これは新たに政令指定が必要である。現行制度では、新しい技術の製品が発売されるたびに指定の作業を繰り返さなければならず、進歩の早い現状にはまったく合わない。</p> <p>以上2点を挙げたが、とくに強調したいことは補償金制度を法で定めながら、現行では法の実効性が充分には達成されていないのではないかという点である。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第30条第2項</p> <p>私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器を用いて、デジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体に録音又は録画を行う者及びデジタル方式の録音又は録画の機能を有する記録装置を用いて、当該記録装置にデジタル方式の録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>右の当該録音録画機器、記録装置及び記録媒体の特定については、審議会等において関係者の意見を聴取の上、決定する。</p>
団体名	デジタル私的録画問題に関する権利者会議

著作権法改正に関する要望事項

私的録音補償金制度の見直し

要望の趣旨	<p>現在私的録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。</p> <p>なお、ハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等については、現行法の下においても、当然に政令で指定されるべきものと考えているが、あえて確認的に記載する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>近年のデジタル技術の急速な発達により、デジタル録音は質的にも、また機能的にも飛躍的な変化を遂げ、現行制度の対象とされていない製品が次々と発売されている。昨年度実施した調査によれば、年間2億枚を超えるデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過できない状況となっている。</p> <p>パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。</p> <p>利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
改正条項及び内容	第30条第2項 他
団体名	日本音楽作家団体協議会（FCA）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音補償金制度を実効性あるものにする。
法改正を必要とする理由	<p>私的録音補償金対象外の機器・記録媒体（データ用CD-R/RW、携帯型デジタル音楽プレーヤー等）による大量の音楽録音実態が生じているにもかかわらず、補償金制度が適用されていない現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものとする。</p> <p>今後さらに各種のコピー機器・記録媒体が登場してくるものと思われる、迅速な政令指定が行われなければますます形骸化が進むことになるが、それ以前に、まず私的録音補償金対象外の機器・記録媒体を指定できるよう法律改正する必要がある。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第30条第2項、第104条の4等の改正</p> <p>(骨子)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 携帯型デジタル音楽プレーヤー等私的録音に供されていることが明らかなものを補償金の対象とする(機器と記録媒体が一体となっているため、補償金の対象とするために政令改正のみで対応可能か、法律改正が必要か明らかでないことから、要望として記載した)。 2. データ用CD-R/RWなど大量の音楽録音の実態があるものを補償金の対象とする(日本レコード協会の調査では、昨年度約2億5800万枚のデータ用CD-R/RWが音楽録音に使われている)。
団体名	日本音楽団体協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>現在私的録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けの CD-R/RW ドライブ、データ用 CD-R/RW 等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。なお、ハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等については、現行法の下においても、当然に政令で指定されるべきものと考えているが、あえて確認的に記載する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>近年のデジタル技術の急速な発達により、デジタル録音は質的にも、また機能的にも飛躍的な変化を遂げ、現行制度の対象とされていない製品が次々と発売されている。昨年度実施した調査によれば、年間 2 億枚を超えるデータ用 CD-R/RW が私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過できない状況となっている。</p> <p>パソコン内蔵あるいは外付けの CD-R/RW ドライブ、データ用 CD-R/RW 等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型オーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。</p> <p>利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
改正条項及び内容	第 30 条第 2 項 他
団体名	社団法人 日本音楽著作権協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音・録画補償金制度の見直しを求める。
法改正を必要とする理由	<p>著作物等を複製できるデジタル機器、記録媒体の飛躍的な性能向上と、それらを代替あるいは凌駕し得る性能を有するパソコンの出現、普及により、著作権法上の権利制限の規定では想定されていないような形態による私的複製の実態が急激に蔓延している。現在補償金の対象になっていないパソコンやそれらの周辺装置、メディア等を用いた私的録音・録画は拡大する一方であり、著作権者らは、経済的に著しい不利益が一方的に発生し、累積してゆく異常事態を拱手傍観するほかない状況にある。</p> <p>その最大の理由として、そうした録音用パソコンソフト、パソコン、周辺機器、データメディアなど、私的録音・録画に利用されている様々な「手段」が、現行制度において補償金の対象としている「機器」「媒体」には当てはまらないものとなっている点が指摘できる。また現行制度でも、機器や媒体の変遷に対応するべく、補償金の対象となる機器や媒体を政令で定めることになっているが、様々な見直しに要する関係者間における協議のための時間が長引くことにより事実上機能せず、著作権者らの補償金を求める権利は事実上無視され、空洞化された状態にある。</p> <p>以上の観点から、①補償金の対象とされる「機器」「媒体」の制約を廃止し、私的複製に使用される「手段」を広く補償金の対象とすること、さらには、②政令で補償金の対象を決定することを廃止して、第三者機関等により迅速に決定されるよう変更すること、以上二点に関して法改正を要望する。</p>
改正条項及び内容	著作権法第30条2項及び関連する規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（CPRA）

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。
法改正を必要とする理由	平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 30条2項 他
団体名	日本現代音楽協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。</p>
法改正を必要とする理由	<p>平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 30条2項 他</p>
団体名	<p>日本作詩家協会</p>

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>現在私的録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。</p> <p>現行の、政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。</p>
法改正を必要とする理由	<p>平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5,800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過できない状況となっている。</p> <p>パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。</p> <p>利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
改正条項及び内容	著作権法第30条第2項 他
団体名	JCAA・日本作編曲家協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>◎ 現在、私的録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等いわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。</p> <p>現行の政令により、特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。</p>
法改正を必要とする理由	<p>平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5,800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものをはるかに上回り、もはや看過できない状況となっている。</p> <p>パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・録音媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。</p> <p>利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
改正条項及び内容	著作権法 第30条第2項 他
団体名	社団法人 日本作曲家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音補償金の対象から現在外れている汎用機器・記録媒体等を私的録音補償金の対象に組み入れてほしい。
法改正を必要とする理由	<p>平成4年に私的録音補償金制度がされて約12年が経過したが、その間、デジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、頭初、想定出来なかった膨大な音楽録音が行われている。</p> <p>パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体、及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー、レコーダー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・機材に補償金制度が適用されていないという現状は早急に是正され、私的録音補償金の対象となるよう、法改正が望まれる。</p>
改正条項及び内容	著作権法第 30 条 2項他
団体名	社団法人 日本作曲家協議会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。
法改正を必要とする理由	平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 30条2項 他
団体名	日本詩人連盟

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現在指摘録音補償金の対象となっていない、パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等を私的録音補償金の対象とする。現行の政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式を見直す。
法改正を必要とする理由	平成4年に私的録音補償金制度が導入されて約12年が経過し、この間のデジタル技術の急速な進展や社会情勢の変化により、制度導入当時には想定できなかった膨大な音楽録音の実態が生じている。昨年度実施した調査によれば、2億5800万枚ものデータ用CD-R/RWが私的録音に使われており、その数は現在政令で指定を受けているものを遥かに上回り、もはや看過出来ない状況となっている。パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ・データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体及びハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等による大量の音楽録音の実態が生じているにもかかわらず、これらの機器・記録媒体に補償金制度が適用されていないという現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものであると言わざるを得ない。利用者と権利者との間の利益の調整を図る、という制度制定の趣旨に照らし、現実に私的録音に供されている機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 30条2項 他
団体名	日本童謡協会

(46)

(47)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的録音補償金対象機器及び記録媒体の拡大並びに対象機器及び記録媒体の指定方法の見直し。
法改正を必要とする理由	私的録音補償金対象外の機器・記録媒体（携帯型デジタル音楽プレーヤー、データ用CD-R/RW等）による大量の音楽録音の実態が生じているにも拘わらず補償金制度が適用されていない現状は、権利者への経済的な補償と消費者の利益とのバランスが大きく損なわれているものと考えられる。通常私的録音に供されるデジタル方式の機器及び記録媒体が、速やかに私的録音補償金の対象となるよう制度を見直す必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第30条第2項、第104条の4等の改正 ①携帯型デジタル音楽プレーヤー等私的録音に供されていることが明らかなるものを補償金の対象とする（携帯型デジタル音楽プレーヤーは、現行制度の下においても政令指定されるべきものと考えるが、確認の意味で記載した）。 ②CD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RWなどいわゆる汎用機器・汎用記録媒体といわれるものであっても音楽録音の実態があるものについては補償金の対象とする（当協会の調査では昨年度2億枚を超えるデータ用CD-R/RWが音楽録音に使われている）。 ③私的録音補償金の対象機器・記録媒体の要件が条文上明確になるように法改正する（現行制度は、政令指定されない限り補償金の対象にはならず、かつ法律上政令指定要件が明確とは言えない）。
団体名	社団法人 日本レコード協会

著作権法改正に関する要望事項

私的録音補償金制度の見直し

要望の趣旨	<p>現行の、政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式では、近年の急速なデジタル技術の発達に伴う新たなデジタル録音機器の出現に迅速に対応できないため、より実効性が高く速やかに対応できる方式に改める。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行の、新たな製品が発売されるたびに政令で対象となる機器・記録媒体を指定する方式では、急速なデジタル技術の発達に迅速に対応することができない。新たな製品を、政令を改正し私的録音補償金の対象とするためには多くの時間を要し、その間に、権利者にとっては多大な経済的不利益を蒙ることになってしまう。今後の急速なデジタル技術の発達に迅速に対応するために、現行の政令指定方式を見直すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>第30条第2項 他</p>
団体名	<p>日本音楽作家団体協議会（FCA）</p>

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>現行の、政令により特定機器・特定記録媒体を定める方式では、近年の急速なデジタル技術の発達に伴う新たなデジタル録音機器の出現に迅速に対応できないため、より実効性が高く速やかに対応できる方式に改める。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行の、新たな製品が発売されるたびに政令で対象となる機器・記録媒体を指定する方式では、急速なデジタル技術の発達に迅速に対応することができない。新たな製品を、政令を改正し私的録音補償金の対象とするためには多くの時間を要し、その間に、権利者にとっては多大な経済的不利益を蒙ることになってしまう。今後の急速なデジタル技術の発達に迅速に対応するために、現行の政令指定方式を見直すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>第30条第2項 他</p>
団体名	<p>社団法人 日本音楽著作権協会</p>

著作権法改正に関する要望事項

6. 私的録音録画補償金制度の見直し

要望の趣旨	デジタル・コンテンツの保護は、技術的保護手段によるものが主流となっており、また直接の対価徴収が可能となる中、補償金制度は、特にデジタル録画に関して制度疲労が著しい。さらに、消費者へ重疊的に負担を強いることになる。本制度に関しては、将来に向けて抜本的な見直しが必要である。
法改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <p>デジタル化・ネットワーク化の進んだブロードバンド時代を迎え、さらに通信・放送の融合も進む中、コンテンツ流通の保護は、暗号や電子透かしを利用した技術的保護手段が主流になり、権利者はこれによる複製のコントロールが可能となると共に、これらの技術を利用して、直接利用に対する対価を徴収する課金システムが利用され始めている。この点、補償金制度はその対価の分配の公平性の維持に技術的な問題を抱え、直接の対価徴収システムに比して、権利者にとっても疑問の残る状況を生んでいる。</p> <p>また、汎用機器と民生専用機器の融合が進み、新たに様々な録画機器・媒体が多様なシステムの中で利用される現状において、従来の民生用専用機器を前提にした補償金制度の運用(機器の政令指定)は、困難かつ不適切な状況になっている。</p> <p>さらに、消費者は、多様なシステムの利用が可能である中、技術制約を課せられ、また利用に関しての直接の対価を支払うと共に、補償金を支払うとすれば、重疊的に負担を強いられることとなる。</p> <p>このように、現行の補償金制度は既に制度疲労が著しく、同制度の抜本的な見直しは不可欠である。</p> <p>一部に補償金制度の対象を拡大し、汎用機器・記録媒体から補償金を徴収したい或いは実質的に補償金額UPにつながりうる定額制を導入したいとの意見があるが、当協会は補償金制度の対象拡大には反対である。補償金制度を拡大することは、技術的保護手段による複製のコントロールの実現や個別的な複製対価徴収の環境(いわゆる「DRM」)の実現を遅らせることにつながり、時代の流れに逆行するものと言える。</p> <p>権利者の意思と技術の現状を踏まえ、今後のビジネスモデルは、著作権法の趣旨に沿うべく、利用者が行う複製行為を技術的保護手段により権利者がコントロールしていく方向で確立されていくものと考えられることから、補償金制度は、その意義も失われ、むしろ近い将来に廃止させるべきものであると考える。</p> <p>(2)法改正の必要性</p> <p>現行制度に関しては、運用面での対処も肝要であるが、上記のような各種の問題に的確に対応するためには、制度そのものの抜本的な見直しを行うことが避けられず、その場合法改正が必要となる。</p> <p>制度の見直しにあたっては、(1)に挙げた時代の変化を踏まえた議論がなされるべきであるが、その際には、法律上積み残しとなっている課題である、30条1項2号と30条2項の関係(技術的保護手段が採用された場合の私的録音・録画補償金制度のあり方等)についての整理を、併せ希望する。</p> <p>仮に、従来のコンテンツ流通との関係などから、法改正に至らないか時間を要するとしても、その運用、具体的な政令指定においては、主に技術的制限との関係を考慮すべきである。</p> <p>なお、国際的な見地からは、そもそも米国は私的「録画」補償金制度を有しない</p>

	し、デジタル時代以前から補償金制度を有する欧州においても、EU ディレクティブにおいて、補償金の決定にあたっては技術的保護手段の採用の有無等を考慮すべきであり、場合によってはゼロもあり得ることが示唆されている。
改正条項及び内容	著作権法第 30 条第 2 項、第 104 条の 2 乃至 6 私的録音・録画補償金制度の抜本的見直し
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

私的録音録画補償金制度の見直し

要望の趣旨	<p>デジタル・コンテンツの保護は、技術的保護手段によるものが主流となっており、また直接の対価徴収が可能となる中、補償金制度は、特にデジタル録画に関して制度疲労が著しい。さらに、消費者へ重疊的に負担を強いることになる。本制度に関しては、将来に向けて抜本的な見直しが必要である。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <p>デジタル化・ネットワーク化の進んだブロードバンド時代を迎え、さらに通信・放送の融合も進む中、コンテンツ流通の保護は、暗号や電子透かしを利用した技術的保護手段が主流になり、権利者はこれによる複製のコントロールが可能となると共に、これらの技術を利用して、直接利用に対する対価を徴収する課金システムが利用され始めている。この点、補償金制度はその対価の分配の公平性の維持に技術的な問題を抱え、直接の対価徴収システムに比して、権利者にとっても疑問の残る状況を生んでいる。</p> <p>また、汎用機器と民生専用機器の融合が進み、新たに様々な録画機器・媒体が多様なシステムの中で利用される現状において、従来の民生用専用機器を前提にした補償金制度の運用(機器・媒体の政令指定)は、困難かつ不適切な状況になっている。</p> <p>さらに、消費者は、多様なシステムの利用が可能である中、技術制約を課せられ、また利用に関しての直接の対価を支払うと共に、補償金を支払うとすれば、重疊的に負担を強いられることとなる。</p> <p>このように、現行の補償金制度は既に制度疲労が著しく、同制度の抜本的な見直しは不可欠である。</p> <p>一部に補償金制度の対象を拡大し、汎用機器・記録媒体から補償金を徴収したい或いは実質的に補償金額UPにつながりうる定額制を導入したいとの意見があるが、当工業会は補償金制度の対象拡大には反対である。補償金制度を拡大することは、技術的保護手段による複製のコントロールの実現や個別的な複製対価徴収の環境(いわゆる「DRM」)の実現を遅らせることにつながり、時代の流れに逆行するものと言える。</p> <p>権利者の意思と技術の現状を踏まえ、今後のビジネスモデルは、著作権法の趣旨に沿うべく、利用者が行う複製行為を技術的保護手段により権利者がコントロールしていく方向で確立されていくものと考えられることから、補償金制度は、その意義も失われ、むしろ近い将来に廃止させるべきものであると考える。</p>

	<p>(2)法改正の必要性</p> <p>現行制度に関しては、運用面での対処も肝要であるが、上記のような各種の問題に的確に対応するためには、制度そのものの抜本的な見直しを行うことが避けられず、その場合法改正が必要となる。</p> <p>制度の見直しにあたっては、(1)に挙げた時代の変化を踏まえた議論がなされるべきであるが、その際には、法律上積み残しとなっている課題である、30条1項2号と30条2項の関係(技術的保護手段が採用された場合の私的録音・録画補償金制度のあり方等)についての整理を、併せ希望する。</p> <p>仮に、従来のコンテンツ流通との関係などから、法改正に至らないか時間を要するとしても、その運用、具体的な政令指定においては、主に技術的制限との関係を考慮すべきである。</p> <p>なお、国際的な見地からは、そもそも米国は私的「録音」補償金制度を有しないし、デジタル時代以前から補償金制度を有する欧州においても、EU ディレクティブにおいて、補償金の決定にあたっては技術的保護手段の採用の有無等を考慮すべきであり、場合によってはゼロもあり得ることが示唆されている。</p>
改正条項及び内容	著作権法第30条第2項、第104条の2乃至6 私的録音・録画補償金制度の抜本的見直し
団体名	社団法人日本記録メディア工業会

以上

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>私的録音録画補償金制度の見直し</p> <p>デジタル・コンテンツ保護は技術的保護手段によるものが主流となっており、また直接の対価徴収が可能となる中、補償金制度は、特にデジタル録画に関して制度疲労が著しい。さらに、消費者への二重・三重の負担を強いることになる本制度に関しては、抜本的見直し(制度の運用凍結又は不適切部分の廃止)が必要である。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <p>デジタル化・ネットワーク化の進んだブロードバンド時代を迎え、さらに通信・放送の融合も進む中、コンテンツ流通の保護は、暗号や電子透かしを利用した技術的保護手段が主流になり、権利者はこれによる複製のコントロールが可能となると共に、これらの技術を利用して、直接利用に対する対価を徴収する課金システムが利用され始めている。</p> <p>さらに、従来の汎用機器と民生用専用機器の融合が進み、新たに様々な録画機器・媒体が多様なシステムの中で利用される現状において、従来の民生用専用機器を前提にした補償金制度の運用(機器の政令指定)は、困難かつ不適切な状況になっている。</p> <p>また消費者は、多様なシステムの利用が可能ある中、技術制約を課せられ、また利用に関しての直接の対価を支払うと共に、補償金を支払うとすれば、二重・三重の負担を強いられることとなる。</p> <p>(2)法改正の必要性</p> <p>上記のように、現在のブロードバンド時代以前に、しかも汎用機器の普及期以前に、必要な検討が為されないまま導入された補償金制度は、既に制度疲労が著しく、消費者・機器メーカーにとって、望ましい制度ではない。さらに、権利者にとっても、公平な対価の分配という観点から疑問の残る制度となっている。</p> <p>技術的保護手段の普及、対価の直接徴収の普及に伴い、コンテンツ管理および対価徴収が可能である中、更に補償金を支払うことは、制度上の矛盾があり、コンテンツが多様なシステムで利用されるブロードバンド時代においては、抜本的見直しが不可欠である。</p>
改正条項及び内容	<p>第30条第2項、第104条の2乃至6、私的録音・録画補償金制度の抜本的見直し</p> <p>補償金制度に関して、特にデジタル録画補償金制度の抜本的見直し(制度の運用凍結又は不適切部分の廃止)。少なくとも、過渡的に、技術的保護手段によって著作権者が複製を制御できる場合でも補償金の対象となり得る現行第30条第2項を改正する(同項末尾に「ただし、当該機器ならびに当該媒体による本条の複製が、技術的保護手段によって制限されている場合を除く」を追加する)。</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタル方式による録音録画に補償金制度に準じ、スキャナーおよび、スキャニング機能を備えたデジタル複合機について、デジタル複写補償金を受け権利を出版者に認めること
法改正を必要とする理由	アナログ複写利用については、複写使用料が認められ、日本複写権センターが設置された。しかし、IT技術の発達は、デジタル複写という新しい利用技術をもたらした。アナログ複写の利用は、一時的なものが大半であるが、デジタル複写利用は、画像での固定、再複製のみならず、テキスト抽出、それを元にしたデータベースの作成など、著作権者の権利とは無関係に、著作物の高度な利用が可能である。家庭用のスキャナーでさえ、OCRソフトが必ず添付されており、文書の複写はテキスト抽出を前提としている。また、今後もさらにデジタル複写利用の傾向は増大することは必然であり、著作権者の保護の対策が必要である。
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>第五款 著作権の制限 (私的使用のための複製)</p> <p>第30条 2 デジタル方式の録音又は録画 に複写を加える</p> <p>第5章 私的録音録画補償金 を私的録音録画複写補償金と改正し、第104条も、準じる。</p>
団体名	出版流通対策協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタル方式による録音録画に補償金制度に準じ、スキャナーおよび、スキャニング機能を備えたデジタル複合機について、デジタル複写補償金を受ける権利を出版者に認めること
法改正を必要とする理由	アナログ複写利用については、複写使用料が認められ、日本複写権センターが設置された。しかし、IT技術の発達は、デジタル複写という新しい利用技術をもたらした。アナログ複写の利用は、一時的なものが大半であるが、デジタル複写利用は、画像での固定、再複製のみならず、テキスト抽出、それを元にしたデータベースの作成など、著作権者の権利とは無関係に、著作物の高度な利用が可能である。家庭用のスキャナーでさえ、OCRソフトが必ず添付されており、文書の複写はテキスト抽出を前提としている。また、今後もさらにデジタル複写利用の傾向は増大することは必然であり、著作権者の保護の対策が必要である。
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>第五款 著作権の制限 (私的使用のための複製)</p> <p>第30条 2 デジタル方式の録音又は録画 に複写を加える</p> <p>第5章 私的録音録画補償金 を私的録音録画複写補償金と改正し、第104条も、準じる。</p>
団体名	日本出版著作権協会